

岩手県告示第155号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年2月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成23年2月3日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 清水川建築
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市山形町霜畑第16地割8番地2
 - ウ 代表者の氏名 清水川繁一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第6375号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年2月3日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年2月10日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社栄電気
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市下似内第10地割19番地
 - ウ 代表者の氏名 瀬川忠昭
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第6571号
 - (3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年2月7日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成23年2月14日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社真島工業
 - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町大字煙山第13地割100番地4
 - ウ 代表者の氏名 竹田清幸
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第6958号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年2月9日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成23年2月14日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 中沢塗装工業
 - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町犬吠森字間木沢149番地10
 - ウ 代表者の氏名 中沢千代春
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第7502号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業及び鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成23年2月3日付けで建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業及び鉄筋工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成23年2月14日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社原田建築設計事務所

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市黒川21地割66番地1

ウ 代表者の氏名 原田ルリ子

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第8880号

(3) 処分の内容 土工工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成23年2月10日付けで土工工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成23年2月14日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社ダイワ運輸

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上太田碓34番地1

ウ 代表者の氏名 南川満

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第20449号

(3) 処分の内容 土工工事業、とび・土工工事業、管工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成23年2月14日付けで土工工事業、とび・土工工事業、管工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。